

京 都 大 学 霊 長 類 研 究 所 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p><u>(人類進化モデル研究センター)</u></p> <p>第7条 霊長類研究所に、<u>附属の研究施設として、人類進化モデル研究センター</u>を置く。</p> <p>2 <u>人類進化モデル研究センターに、センター長を置き、霊長類研究所の教授又は准教授をもって充てる。</u></p> <p>3 <u>センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。</u></p> <p>4 <u>センター長は、人類進化モデル研究センターの業務をつかさどる。</u></p> <p>(後 略)</p>	<p><u>(附属研究施設)</u></p> <p>第7条 霊長類研究所に、<u>次に掲げる附属の研究施設</u>を置く。</p> <p><u>人類進化モデル研究センター</u></p> <p><u>国際共同先端研究センター</u></p> <p>2 <u>附属の研究施設に長を置き、霊長類研究所の教授又は准教授をもって充てる。</u></p> <p>3 <u>附属の研究施設の長の任期は、2年とし、再任を妨げない。</u></p> <p>4 <u>附属の研究施設の長は、当該研究施設の業務をつかさどる。</u></p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成21年4月1日から施行する。</p>